○恵那市下水道排水設備工事施工基準

令和２年３月31日水道事業告示第６号

恵那市下水道排水設備工事施工基準

（趣旨）

第１条　この施工基準は、下水道法（昭和33年法律第79号）、恵那市下水道条例（平成16年恵那市条例第194号）及び恵那市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成16年恵那市条例第197号）で定めるもののほか、下水道の排水設備工事の施工に必要な事項を定めるものとする。

（施工基準）

第２条　排水設備の施工基準は、別表第１及び別表第２で定める。

別表第１（第２条関係）

区分	施工基準
管布設工	□１　硬質塩化ビニル管を標準とします。 □２　最低土被りは、凍結深を考慮したものとします。 （恵那：20cm、岩村：32cm、明智：31cm、上矢作：31cm） □３　管布設こう配は、１／100以上とし、流速は、0.6～3.0ｍ／秒とします。 □４　管の埋設は起伏・蛇行の無いように布設し、管の外周は10cmの厚さに良質の砂で覆い、管を保護しなければならない。 □５　硬質塩化ビニル管の直管、曲管、継手は、ＪＩＳ規格製品とし、ＪＩＳマークが記入してあるものを使用します。 □６　埋戻工については、経年変化により、陥没等の発生がみられるので、転圧には注意します。特に、降雨後は、巡回が必要です。 □７　管きょ及びますの基礎は、砂基礎を標準とします。ただし、ますの基礎において、土質が軟弱の場合は、砂基礎の下部に砕石基礎を施工することとします。 □８　露出配管は動揺しないように堅固に保持し、衝撃により破損するおそれのある箇所は、緩衝材を用いること。また、直射日光の当たる箇所は、管の変形が生じないよう保護する。 □９　継手部は、水密性を有すること。

	□10　土被りが少なく外圧から管の変形又は破損させるおそれのある場合は、排水管を保護するか荷重条件に適合した排水管を用いることとします。
桝設置工	□１　設置箇所は本管の屈曲部又は管の合流部を標準とします。 □２　設置間隔は、直線部においては、管径の120倍以下とします。 □３　トラップます 管トラップは、塩ビ製としφ75㎜より小さいものは使用しないものとします。 □４　ふた 密閉式とし、２ｔ荷重を使用します。車両等の通過、駐車箇所は、４ｔ荷重又は、防護ふたを使用します。 □５　ますの口径はφ150を標準とし、材質は塩ビ製を標準とします。 □６　継手部は、水密性を有すること。 □７　雨水の流入を避けるため、ますの天端は、地表面より低くならないようにします。
舗装復旧工	□１　埋め戻し直後の復旧は、特にコンクリート舗装では路盤が沈下しクラックの発生がみられるので転圧等を十分に行います。 □２　原形復旧を原則としますが、流用土、地盤の不良箇所には路盤工を施工します。
衛生器具設置工	□１　便器は、寒冷地（用）タイプを原則として使用します。
既設便所改造工	□１　便槽基礎工 既設便器等を取り外し、新設便器等の基礎まで施工します。 □２　便槽処理工 くみ取り後の消毒、便槽の取壊し（地盤－400㎜まで撤去、水抜き孔の設置）、地盤面まで川砂で埋め戻します。 □３　浄化槽処理工 汚水のくみ取り、汚泥の引き抜き後の消毒、浄化槽の取り壊し（地盤－400㎜まで撤去、水抜き孔の設置）、地盤面まで川砂で埋め戻します。

器具設置工	□１　トラップ （１）　二重トラップとならないようにします。 （２）　トラップの封水深は、５㎝以上とします。 （３）　既設の床排水口で、目皿のみのもの（浄化槽の切替え等）は、臭気等に注意します。 （４）　冬季、器具トラップの封水が凍結するような箇所については、断熱材の使用やトラップますで対応するなど、凍結防止に努めます。 □２　掃除口 塩ビの立ち上がり部は、掃除用のロッドが入るように45°エルボを使用し、エルボ間は60㎝以上離します。 □３　通気口 （１）　通気管は、日本下水道協会岐阜県支部発行の排水設備責任技術者ハンドブックに基づき必ず設置すること。 （２）　平均延長3.0ｍ、頂部は、90°エルボを２個使用します。
その他	□１　汚水と雨水は必ず分離して接続すること。 □２　阻集器等は、公共下水道の機能の低下又は損傷の防止のため建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の２の４第３項に基づき適切に設置します。（別表第２参照） □３　特定施設 特定施設の設置等の届出は、関係法令、例規等より適法に行います。 □４　除害施設 悪質汚水を排除する者は、汚水による障害を除去するための必要な施設を設け、又は必要な措置をします。除害施設設置について届出が必要となる場合においては適切に届出を行うものとします。 □５　既存排水設備の再利用 合併浄化槽等において汚水を処理していた場合において、浄化槽に汚水を流入させるために設けられた排水設備を利用して、下水道に汚水を排出しようとする場合には、関係法令・関係例規及びこの施工基準に定められた基準に適合すると確認できるときに限り、再利用できる

	ものとします。 □６　台所生ゴミ処理機（ディスポーザ）の設置 ディスポーザを設置する場合は、以下のとおりとします。 （１）　単体式ディスポーザの使用は認めません。 （２）　使用できる機器は、社団法人日本下水道協会の「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」に基づく規格適合評価を受けた機器とします。 （３）　恵那市下水道排水工事指定店が施工し、保守管理を適切に行って良好な排水水質を保つものとします。 （４）　排水設備確認申請関係調書に設置状況を記載し、機器の仕様の判る資料を添付のうえ、工事着手前に提出してください。 □７　この施工基準に規定のない事項については、排水設備工事責任技術者講習テキスト（社団法人日本下水道協会発行）、排水設備責任技術者ハンドブック（日本下水道協会岐阜県支部発行）によるものとし、基準が不明な場合においては、市と協議を行うものとします。

別表第２（第２条関係）

分類	用途
グリース阻集器	・料理店、飲食店等の調理場
オイル阻集器	・ガソリン給油所、給油場 ・ガソリンを貯蔵しているガレージ、洗車場 ・可燃性溶剤、揮発性の液体を製造又は使用する工場、事業場 ・自動車整備工場等機械油の流出するおそれのある事業場
サンド阻集器・セメント阻集器	泥、砂、セメント等
ヘアー阻集器	理髪店、美容院、プール、公衆浴場等
ランドリー阻集器	営業用の洗濯室
プラスタ阻集器	外科のギブス室、歯科技工室

備考　施工者は設置者に対して阻集器の適正な維持管理を行うよう、説明してください。